交涉逻辑

JR貨物労組本部業務部

2015年12月4日

No.7

場で発生する問題の解決に向けて、固体交渉を開催

~申第2号「2015年度総合労働協約」改定交渉~

中央本部は9月2日に、申第2号「2015年度総合労働協約」改定に関する団体交渉を行いました。今交渉で中央本部は下記の6項目を中心に、職場で発生している問題の解決に向けて協約の厳正な運用を求めて交渉を行いました。

- ①信義誠実の原則に基づく健全な労使関係の構築すること。
- ②各職場で発生している欠員の解消と適正な要員配置を行なうこと。
- ③各職場において労使で安全を議論する「労使安全フォーラム」の充実を図ること。
- 4 常態化する休日労働について、早急に解消を行なうこと。
- ⑤コンプライアンスの観点から労働時間を厳正に取り扱うこと。
- ⑥限度を超えて時間外労働を指示する場合の組合員への事前周知を徹底すること。

議論の結果、以下の項目について確認しました。

- ①労使関係については、従来と変わるものではない。これまでの議論を踏まえJR貨物労組と会 社は健全な労使関係を確立していく。
- ②各職場における欠員対策は、個別にしっかりと対応していく。
- ③安全は労使共通の課題であり、各職場における「労使で安全を議論する場」を設定するために引き続き労使で議論を行なう。
- ④特休日出勤は最低限にとどめるべきものであり、引き続き指導を行なう。
- ⑤労働時間の管理についてはコンプライアンスの観点から引き続き指導を強化する。

「総合労働協約」は、組合活動の保障と、将来にわたって安心して働ける労働条件の構築のために重要なものです。職場で発生する問題点を解決し、組合員の苦労と努力が報われるために、今後も中央本部は取り組みます。なお、交渉の細部については別紙議事録を参照してください。

以上